第７号様式
（その１）

収　支　報　告　書

令和　7　年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）　ほっかいどうおおさかせいじこうえんかい

1 政治団体の名称　北海道逢坂誠二後援会

2 主たる事務所の所在地　函館市宮前町８番４号

3 代表者の氏名　逢坂誠二

4 会計責任者の氏名　阿部哲夫

5 事務担当者の氏名　浜谷優香

（電話）　0138-41-7773

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
☐ 無
公職の種類　衆議院議員 北海道第8区選挙区（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名　逢坂誠二

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　逢坂誠二
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

受付	審査	システム	照合	公表
済				

受付 8.6.19 収支公開団体

北海道選挙管理委員会 事務局渡島支所 -8.6.-5 収受 第　号

（受付印）

整理番号	

1625

105010

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	*3,014,315*
（前年からの繰越額）	*46,719*
（本年の収入額）	*2,967,596*
支　出　総　額	*2,944,055*
翌年への繰越額	*70,260*

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*681,000*	
（うち特定寄附）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	*2,280,000*	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	*2,961,000*	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア　＋　イ）	*2,961,000*	

（その６）

（６）　その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件10万円未満のもの	6,596	
合　　計	6,596	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
この頁の小計	*0*				
その他の寄附	*681,000*				
合　計	*681,000*				

（注1）同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

（注2）寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

（注3）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③ 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
北海道行政書士政治連盟函館分会	10,000	R7.01.08	函館市千歳町21番13号 桐朋会館1F	嶋田　不二雄	
日本行政書士政治連盟	500,000	R7.04.21	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F	井口　由美子	
同	500,000	R7.04.28	同	同	
計	1,000,000				
日本薬剤師連盟	300,000	R7.07.13	東京都新宿区四谷4-3 四谷トーセイビル2階	岩月　進	
同	300,000	R7.12.19	同	同	
計	600,000				
立憲民主党北海道第8区総支部	670,000	R7.12.26	函館市宮前町8番17号	逢坂　誠二	

この頁の小計	2,280,000
その他の寄附	0
合　計	2,280,000

（注1）同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

（注2）寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

（注3）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　**経常経費**		
(1)　人件費	*0*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*0*	
(4)　事務所費	*44,055*	
小計	*44,055*	
2　**政治活動費**		
(1)　組織活動費	*0*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*0*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費		
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*2,900,000*	
(6)　その他の経費		
小計	*2,900,000*	
合計	*2,944,055*	

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分	事務所費		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*44,055*				
合　　計	*44,055*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金（寄附）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄附金	1,000,000	R7.06.30	おおさか誠二連合後援会	函館市宮前町8番4号	
同	1,900,000	R7.12.30	同	同	
この頁の小計	2,900,000				
その他の支出	0				
合計	2,900,000				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和８年 ６月 １日

政治団体の名称
北海道逢坂誠二後援会

会計責任者の氏名
阿部　哲夫

代表者の氏名
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和８年５月25日

北海道逢坂誠二後援会

代表　逢坂誠二　殿

登録政治資金監査人　大石俊博

登録番号　第８４８号

研修終了年月日　平成21年１月20日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、北海道逢坂誠二後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、北海道函館市宮前町８番４号北海道逢坂誠二後援会事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

北海道逢坂誠二後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上